

平成29年度の制度改革のお知らせ

平成29年8月から

1. 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、今年の8月から下記のとおりに引き上げられます。

● 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（平成29年8月～平成30年7月）

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	（世帯ごと）
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	44,400円 → 57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
一般 （標準報酬月額26万円以下）	12,000円 → 14,000円（年間14.4万円上限）	44,400円 → 57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

（ ）は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。

2. 介護納付金の算出に総報酬割が導入されます

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されています。この算出方法を変更し、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されます。

平成29年8月から、介護納付金の1/2を総報酬割とし（年度全体で1/3）、30年度に1/2、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割とします。報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増える見通しです。

	平成29年8月～	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総報酬割の比率	1/2	1/2	3/4	全面

3. 高額介護サービス費が引き上げられます

介護サービスの1カ月あたりの自己負担限度額が引き上げられます。ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の人が1割負担の世帯には年間上限を新たに設け、過大な負担とならないよう配慮しています。

● 高額介護サービス費（平成29年8月～）

区分	負担割合	自己負担限度額（月額）
現役並み所得相当 ^{※1}	2割	44,400円
一般 合計所得金額160万円以上 （個人で判定） ^{※2}		37,200円 → 44,400円
市町村住民税世帯非課税等	1割	24,600円
		年金収入80万円以下等

同じ世帯のすべての65歳以上の人が1割負担の世帯に対する年間上限の新設
年間上限：446,400円

※1 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上（単身世帯の場合は383万円以上）

※2 世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担

平成29年10月から

65歳以上の入院時居住費の負担が引き上げられます

入院時の居住費（光熱水費相当額）は、介護保険施設では1日370円負担していることから、65歳以上の医療療養病床への入院患者の居住費が引き上げられます。なお、平成30年4月からは、医療区分にかかわらず370円に統一されます（難病患者を除く）。

● 65歳以上の医療療養病床入院時の居住費（平成29年10月～平成30年3月）

医療区分	負担額（日額）
医療区分Ⅰ	320円 → 370円
医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い人）	0円 → 200円
難病患者	0円

